

# 白杵市性の多様性の尊重に関する条例

## (目的)

第1条 この条例は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様な在り方(以下「性の多様性」という。)が尊重される社会の推進に関し、基本理念を定め、白杵市(以下「市」という。)の責務並びに市民、事業者及び教育に携わる者の役割を明らかにし、一人ひとりが個性と能力を發揮しながら、その人らしく生きることが出来る社会の実現に寄与することを目的とする。

## (基本理念)

第2条 市、市民、事業者及び教育に携わる者は、性の多様性が尊重され、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする偏見及び差別がなく、誰もが安心して暮らしながら、多様な生き方を選択できる社会の実現を目指すものとする。

## (定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的指向 恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。
- (2) ジェンダーアイデンティティ 自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

## (市の責務)

第4条 市は、第2条に規定する基本理念にのっとり、施策を総合的に作成し、実施するものとする。

## (市民の役割)

第5条 市民は、性の多様性に対する理解を深め、社会のあらゆる分野の活動において、性の多様性を尊重し、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

## (事業者の役割)

第6条 事業者は、性の多様性に対する理解を深め、その事業活動を行うに当たって、性の多様性を尊重し、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

## (教育に携わる者の役割)

第7条 教育に携わる者は、性の多様性に対する理解を深め、性の多様性に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

## (権利侵害の禁止)

第8条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他社会のあらゆる場面において、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 性的指向又はジェンダーアイデンティティを理由とする差別的取扱い又は暴力的行為

(2) 性的指向又はジェンダーアイデンティティを本人の意に反して公表すること。

(3) 性的指向又はジェンダーアイデンティティの公表を強要し、又は禁止すること。

(情報の発信及び流通に関する配慮)

第9条 何人も、情報の発信及び流通に当たっては、性別等に起因する人権侵害に当たる表現を用いないよう十分に配慮しなければならない。

(広報啓発活動)

第10条 市は、市民、事業者及び教育に携わる者の性の多様性に対する理解を深めるため、必要な広報啓発活動を行うものとする。

(相談及び苦情の申出)

第11条 何人も、性別等を理由とする人権侵害の相談及び苦情を、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の申出があったときは、関係機関と連携して適切に対応するよう努めるものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。